

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月27日 13時30分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港西方沖 鹿児島港外港沖防波堤東灯台から真方位094° 100m付近 (概位 北緯31° 31.7′ 東経130° 33.5′)
事故の概要	漁船 ^{エフエックス} FX19-6007は、漂泊中、また、プレジャーボート ^{かいゆう} 海友丸は、西北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 FX19-6007、1.6トン KG3-41196（漁船登録番号）、個人所有 第235-37740号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 海友丸、0.9トン 295-45300鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 船外機に塗装の剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北北西方に向けて機関を中立運転とし、船長Aが右舷中央部に座り、一本釣り漁を行いながら漂泊していた。 船長Aは、東方沖約500mにA船に向かって接近してくるB船を視認し、船首方に2人が乗船していたのでA船に用事があったので向かって来るものと思い、その動静を監視していた。 船長Aは、B船がそのまま船尾付近に向かって接近してくるので、至近で危険を感じて、左舷中央部の手すりにつかまったところ、B船の右舷船首部の防舷材がA船の船外機に衝突したのを認めた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人が乗船し、釣り場から帰港しようとして約7.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、鹿児島港外港沖防波堤東灯台の北方に向けて西北西進した。 船長Bは、釣り場を出発するときに、周囲を見て他船を認めなかったため船首方に他船がないと思い、操舵スタンドの船尾方にある格納箱に腰掛けて操船していたが、右舷船首部に小さな衝撃音と振動を

	<p>感じ、B船を停船させて船尾方を見たところ、A船が漂泊しており、A船と衝突したことを認識した。</p> <p>船長Bは、B船が約7.0knの速力で航行時に船首が浮上して、操舵スタンドの船尾方の操船場所から左右約15°の死角が生じ、また、本事故時、右舷船首部に同乗者の1人（以下「同乗者B」という。）が座っていたので、A船が見えなかったのではと思った。</p> <p>船長Bは、帰航時、船首方に他船がないと思っていたので、立ち上がって船首方を見るなどの死角を補う見張りを行わなかった。</p> <p>船長A、船長B及びB船の乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、漂泊中、船長Aが、接近するB船に気付いたものの、用事があった近づくものと思ひ、漂泊を続けたことから、至近で危険を感じたもののどうすることもできず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、同乗者Bが右舷船首部に座り、船首方が浮上して死角を生じた状態で約7.0knの速力で西北西進中、船長Bが、船首方に他船がないと思ひ、椅子に腰掛けた状態で航行を続けたことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、同乗者Bが右舷船首部に座っていたため、船首方の視界が妨げられてA船の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、釣り場を出発するとき、周囲を見て他船を認めなかったことから、船首方に他船がないと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が、同乗者Bが右舷船首部に座り、船首方が浮上して死角を生じる状態で、約7.0knの速力で西北西進中、船長Aが、接近するB船に気付いたものの、用事があった近づくものと思ひ、漂泊を続け、また、船長Bが、船首方に他船がないと思ひ、椅子に腰掛けたまま航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、出航前に他の船舶が認められない場合でも、航行中、前路に他船がないと思わないこと。特に、船首方に死角を生じる場合は、常時死角を補う見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中において、他の船舶の接近を認めた時は、自船に用事がある船なので衝突のおそれはないなどと思わずに、余裕のある時期に、エアホーンなどによる注意喚起を行うとともに衝突を避けるための措置をとること。